

埼玉県地域保健医療計画（第6次）の変更について

1 変更の趣旨

埼玉県は全国一のスピードで高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれている。また、医学部設置に向けた調査を進めた結果、当面は医師の確保及び育成に資する病院の整備が有効であることが明らかとなった。これらことから、第6次計画（H25～29）の期間中ではあるが、基準病床数の改定を行う。

2 変更の内容

(1) 基準病床数

了 療養病床及び一般病床

二次保健医療圏	加算前の 基準病床数	既存病床数 (参考)
南部保健医療圏	4,609	4,355
南西部保健医療圏	4,376	4,376
東部保健医療圏	7,680	7,667
さいたま保健医療圏	7,402	6,976
県中央保健医療圏	3,300	3,288
川越比企保健医療圏	6,336	6,781
西部保健医療圏	7,567	7,550
利根保健医療圏	3,445	4,164
北部保健医療圏	3,550	3,567
秩父保健医療圏	578	757
計	48,843	49,481

(平成26年3月末日現在)

加算の上限を含む基準病床数 49,623

イ 精神病床、結核病床及び感染症病床

医療圏	病床種別	基準病床数	既存病床数 (参考)
全県域	精神病床	13,675	14,151
	結核病床	118	171
	感染症病床	85	42

(平成26年3月末日現在)

(2) 療養病床及び一般病床に係る病床数の加算について

■ 病床数の加算の考え方

- ▶ 本県の地域医療に必要な病床や救急・周産期など喫緊の医療課題並びに医師の確保及び育成に対応する病院等の整備計画について、知事が適当と認める計画を採用します。
- ▶ なお、採用に当たっては、医療圏ごとの病床の過不足や必要な医療機能の整備状況などを勘案して決定します。

■ 加算の対象

(1) 医師の確保及び育成に資する病院等

(2) 地域医療に必要な病床等

- ▶ がん、脳卒中、急性心筋梗塞に対応する高度専門医療
- ▶ 小児医療（小児救急に関するものに限る。）
- ▶ 周産期母子医療センター、分娩施設など周産期医療
- ▶ 救命救急センター、第二次救急、身体合併症を有する精神疾患患者の身体疾患などに対応する救急医療
- ▶ 災害拠点病院など災害時医療
- ▶ 地域医療支援病院、在宅療養支援病院など在宅医療
- ▶ 回復期、発達障害児などに対応するリハビリテーション医療
- ▶ 神経難病医療、緩和ケア、後天性免疫不全症候群に対応する医療